

## 令和7年度 带状疱疹予防接種の実施について

1. 実施期間 令和7年7月1日(火)～令和8年3月31日(火)まで

2. 対象者 津幡町内に住民票があり、今年度下記に該当する方

(1) 令和7年4月2日から令和8年4月1日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に達する者、又は100歳以上の者。

(2) 満60歳から満65歳未満の者で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。

3. 委託単価（消費税含む）

被接種者	水痘ワクチン	带状疱疹ワクチン
費用徴収者	5,500円	14,700円/回
費用免除者	7,800円	21,000円/回

4. 本人負担額 水痘ワクチン：2,300円

带状疱疹ワクチン：6,300円/回

※本人負担なしの場合は接種券に「自己負担免除」の赤印あり

5. 請求方法

○請求書に必要事項を記入し、1か月ごとに接種された方の接種券兼予診票を同封のうえ、毎月10日までに請求書送付先までご送付ください。

請求最終期日：令和8年4月6日（月）（期日を過ぎる場合はご連絡ください。）

6. 注意事項

・接種券に同封した「予防接種のお知らせ」の下段に予防接種済証がありますので、医療機関で記入し必ずご本人にお渡しください。

※「予防接種のお知らせ」の持参がない場合にも予防接種済証を必ずお渡しいただくようお願いします。

(町ホームページ<https://www.town.tsubata.lg.jp/page/1496.html>に掲載してありますのでご利用ください。)

・予防接種予診票の医師署名等、記入漏れの無いようにお願いします。